

地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例	地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則	地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準について
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。)第八十条第一項の規定に基づき、地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(用語)</p> <p>第二条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第三条 地域活動支援センターは、利用者(地域活動支援センターを利用する障害者及び障害児をいう。以下同じ。)が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p> <p>2 地域活動支援センターは、利用者又は障害児の保護者(以下「利用者等」という。)の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。</p> <p>3 地域活動支援センターは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携に努めなければならない。</p> <p>4 地域活動支援センターは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第四条 地域活動支援センターは、<u>規則で定める施設</u>の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第五条 地域活動支援センターは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、災害の態様ごとに非常災害に関する具体的計画を策定し、並びに非常災害時の関係機関への通報体制及び連携体制を整備し、それらを職員に周知しなければならない。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年大分県条例第六十五号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(用語)</p> <p>第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。</p> <p>(運営規程に定める事項)</p> <p>第三条 条例第四条の規則で定める重要事項は、次に掲げる事項とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 施設の目的及び運営の方針 二 職員の職種、員数及び職務の内容 三 利用定員 四 利用者に対して提供するサービスの内容及び利用者等から受領する費用の種類及びその額 五 施設の利用に当たっての留意事項 六 非常災害対策 七 虐待の防止のための措置に関する事項 八 その他運営に関する重要事項 	<p>●非常災害対策(条例第五条)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 非常災害に際して必要な諸設備の整備や態様ごとの具体的な計画の策定、関係機関への通報及び連絡体制の整備、避難、救出訓練の実施等その対策の万全を期さなければならないこととしたものである。 ② 「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法(昭和23年法律第186号)その他法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならないこととしたものである。 ③ 「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。

- 2 前項の規定により策定し、又は整備した具体的計画並びに通報体制及び連携体制は、施設内に掲示し、必要に応じて内容の検証及び見直しを行わなければならない。
- 3 地域活動支援センターは、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。
- 4 地域活動支援センターは、地域の自主防災組織及び近隣住民と連携し、災害時における利用者等その他関係者の安全確保のための協力体制の確立に努めなければならない。
- 5 地域活動支援センターは、災害時に他の障害福祉サービス事業を行う者等から職員派遣、施設利用その他の必要な協力が得られるよう広域的相互応援体制の整備及び充実に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第六条 地域活動支援センターは、利用者に対しサービスを提供した都度、当該サービスの提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(記録の整備)

第七条 地域活動支援センターは、職員、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておくなければならない。

2 地域活動支援センターは、利用者に対するサービスの提供に関する規則で定める記録を整備し、当該サービスを提供した日から五年間保存しなければならない。

(規模)

第八条 地域活動支援センターは、十人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(設備)

第九条 地域活動支援センターは、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該地域活動支援センターの効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、その一部を設けないことができる。

- 一 創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等ができる場所
- 二 便所
- 2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
 - 一 創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等ができる場所
必要な設備及び備品等を備えること。
 - 二 便所 利用者の特性に応じたものであること。

(職員)

第十条 地域活動支援センターに置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 施設長 一
- 二 指導員 二以上
- 2 施設長は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、地域活動支援センターの管理上支障がない場合は、当該地域活動支援センターの他の職務に従事し、又は他の施設等の職務に従事することができるものとする。
- 3 施設長は、障害者及び障害児の福祉の増進に熱意を有し、地域活動支援センターを

(整備等を行うべき記録)

第四条 条例第七条第二項の規則で定める記録は、次に掲げる記録とする。

- 一 条例第六条に規定するサービスの提供の記録
- 二 条例第十八条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 三 条例第十九条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

また「非常災害に関する具体的な計画」とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定に基づき定められる者に行わせるものとする。

- ④ 「地域の自主防災組織」とは、自治会、町内会、青年団、婦人会など地域住民などによる地域単位の組織を表すものである。
また「協力体制の確立」とは、例えば避難訓練の合同実施や地域住民の教も踏まえた災害備蓄の確保などである。
- ⑤ 「広域的相互応援体制の整備及び充実」とは、被災していない他の施設等から職員派遣、必要物品等の提供、施設利用その他の必要な協力を得るための体制作りを求めることとしたものであり、例えば協定の締結などである。

適切に運営する能力を有する者でなければならない。

(従たる事業所を設置する場合における特例)

第十一条 地域活動支援センターは、地域活動支援センターにおける主たる事業所（以下この条において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下この条において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

2 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の職員のうちそれぞれ一人以上は、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

(利用者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第十二条 地域活動支援センターが利用者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者等に支払を求めることが適当である場合に限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに利用者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者等に対し説明を行い、その同意を得なければならない。

(生産活動)

第十三条 地域活動支援センターは、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 地域活動支援センターは、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。

(工賃の支払)

第十四条 地域活動支援センターは、生産活動に従事している者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

(定員の遵守)

第十五条 地域活動支援センターは、利用定員を超えて利用させてはならない。ただし、

●従たる事業所の取扱いについて（**条例第11条**）

地域活動支援センターの運営は、原則として地域活動支援センターのサービスの提供を行う事業所ごとに行うものとするが、次の要件を満たす場合については、「主たる事業所」のほか、一体的かつ独立したサービス提供の場として、一又は複数の「従たる事業所」を設置することが可能であり、これらを一の事業所として運営することができる取扱いとする。

(1) 人員及び設備に関する要件

- ① 「主たる事業所」及び「従たる事業所」にはそれぞれ1人以上の専従の職員が確保されていること。
- ② 「主たる事業所」及び「従たる事業所」の利用定員はそれぞれ6人以上であること。
- ③ 「主たる事業所」と「従たる事業所」との間の距離が概ね30分以内で移動可能な距離であって、施設長の業務の遂行上支障がないこと。

(2) 運営に関する要件

- ① 利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。
- ② 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されていること。必要な場合には随時、主たる事業所と従たる事業所との間で相互支援が行える体制(例えば、当該従たる事業所の従業者が急病の場合等に、主たる事業所から急速代替要員を派遣できるような体制)にあること。
- ③ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。
- ④ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること。
- ⑤ 人事・給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われるとともに、主たる事業所と当該従たる事業所間の会計が一元的に管理されていること。

●出張所等の取扱いについて

地域活動支援センターの経営運営は、原則として地域活動支援センターのサービスの提供を行う事業所ごとに行うものとするが、例外的に、生産活動等による製品の販売、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等であって、上記の(2)の要件を満たすものについては、「事業所」に含めて運営することができる取扱いとする。

災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第十六条 地域活動支援センターは、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 地域活動支援センターは、地域活動支援センターにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持等)

第十七条 地域活動支援センターの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 地域活動支援センターは、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情解決)

第十八条 地域活動支援センターは、その提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 地域活動支援センターは、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 地域活動支援センターは、その提供したサービスに関し、県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 地域活動支援センターは、県又は市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を県又は市町村に報告しなければならない。

5 地域活動支援センターは、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第八十三条に規定する運営適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第十九条 地域活動支援センターは、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 地域活動支援センターは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

3 地域活動支援センターは、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(暴力団関係者の排除)

第二十条 地域活動支援センターは、その運営について、暴力団関係者（大分県暴力団排除条例（平成二十二年大分県条例第三十三号）第七条第一号に規定する暴力団関係者をいう。）の支配を受けてはならない。

(委任)

第二十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(委任)

第五条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

●暴力団関係者の排除（条例第20条）

条例第20条は、指定障害者支援施設を運営するにあたって、暴力団関係者を排除することを規定したものである。

なお、「支配を受けてはならない」とは、代表者及び役員について、暴力団関係者が含まれてはならず、また、その運営について、暴力団関係者に少しでも有益な行為を行ってはいけないこととしたものである。